

第 1 0 7 回宇都宮市都市計画審議会

議案第 5 号 宇都宮都市計画道路の変更について
（ 3 ・ 2 ・ 1 0 1 号 大通り）
（ 3 ・ 4 ・ 1 1 6 号 駅西口広場北通り）
（ 1 0 ・ 7 ・ 1 0 2 号 宇都宮西ライトレール線）

令和 8 年 8 月 3 日
都市整備部都市計画課

宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

1 都市計画決定の趣旨

本市においては、NCCの実現に向けて、地域特性を踏まえた拠点の形成と拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築に取り組んでいる。

交通ネットワークの構築に当たっては、都市の骨格となる公共交通である基幹公共交通軸とバスや地域内交通といった幹線・支線公共交通が効率よく連携しながら、階層性を有するネットワークを形成することとしており、LRT（ライトライン）は東西基幹公共交通として位置付けられている。

また、JR宇都宮駅西口の駅前広場は、多様な交通の結節点として、バス・タクシーなどの交通空間や憩いやにぎわいの創出につながる広場空間の整備を総合的に推進することとしている。

【LRTに関する都市計画決定】

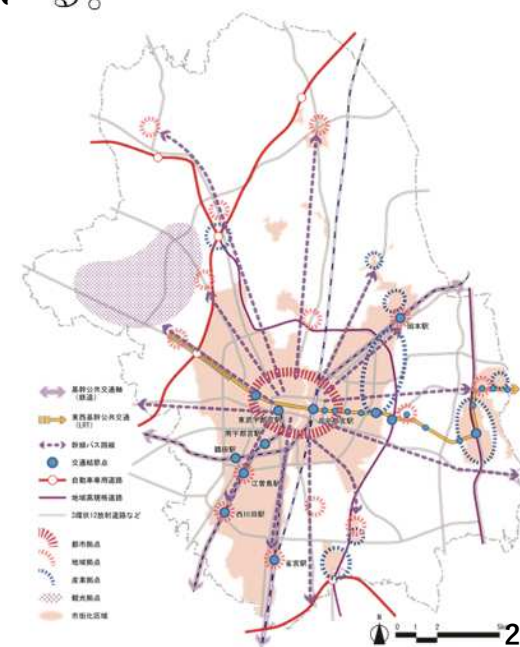
東西基幹公共交通であるLRTをJR宇都宮駅西側へ延伸するとともに、LRTが走行する大通りにおいて、軌道や停留場等の整備に供する空間の確保に加え、人中心のウォーカブルな空間の形成に向けた道路空間の再配分を行う。

➤ LRTを特殊街路として新たに都市計画決定するとともに、LRTの整備に伴い大通りの幅員等を変更する。

【駅西口広場整備に関する都市計画決定】

LRTの導入などを踏まえ、多様な交通が円滑に通行でき、乗り継ぎ・乗換が便利な環境を整備するため、駅西口広場を再整備する。

➤ 大通りのうち西口駅前広場の変更（拡張）に伴い、駅西口広場北通りの起点を変更する。



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

2-1 都市計画案 (10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

- 特殊街路 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線の都市計画案
 特殊街路（路面電车道）を新たに追加するとともに，運行に必要な基本的施設として，本線部以外にも停留場や留置施設も特殊街路として一体的に定める。

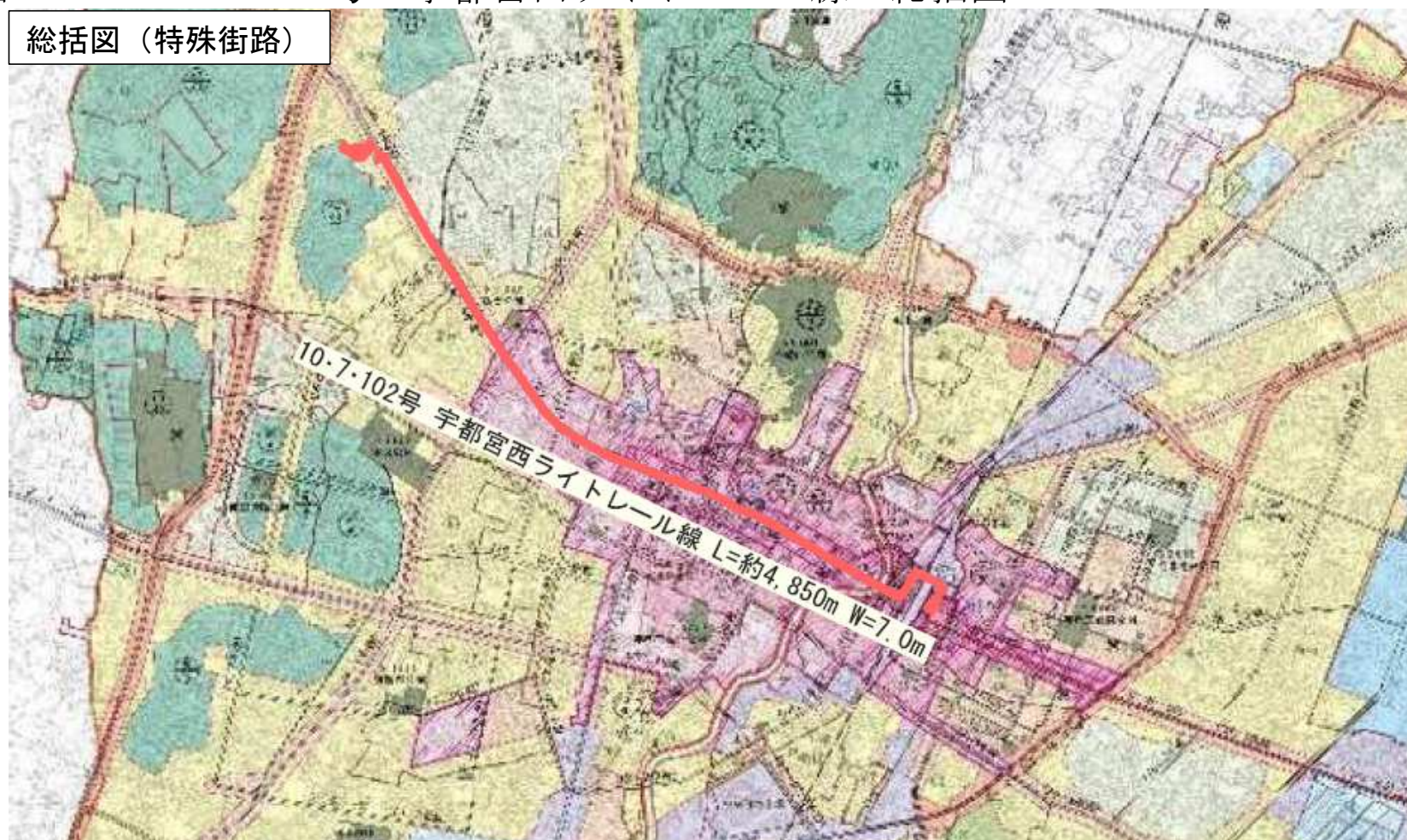
種別	特殊街路		
名称	番号	10・7・102	
	路線名	宇都宮西ライトレール線	
位置	起点	宇都宮市宮みらい	
	終点	宇都宮市駒生1丁目	
	主な経過地	宇都宮市一の沢1丁目	
区域	延長	約4,850m	
構造	構造形式	地表式 約3,980m 嵩上式 約870m	
	車線の数	—	
	幅員	7.0m	
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路等と平面・立体交差12か所	
備考	・宇都宮市宮みらい及び宇都宮市川向町において、立体的な範囲を定める。 ・停留場を12か所、留置施設を1か所設ける。		

宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

2-2 都市計画案 (総括図)

■ 特殊街路 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線の総括図

総括図 (特殊街路)



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

3-1 都市計画案 (3・2・101号 大通り)

■ 幹線街路 3・2・101号 大通りの都市計画案
 西口駅前広場の拡張及び一部幅員を変更

種別	幹線街路	
名称	番号	3・2・101
	路線名	大通り
位置	起点	宇都宮市駅前通り3丁目
	終点	宇都宮市駒生町
	主な経過地	宇都宮市一の沢1丁目
区域	延長	約6,480m
構造	構造形式	地表式
	車線の数	4車線
	幅員	30.0m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路等と平面・立体交差12か所
備考	・ JR宇都宮駅西口付近に約19,100㎡の宇都宮駅西口駅前広場を設ける。	



3－2 都市計画案（3・4・116号 駅西口広場北通り）

- 幹線街路3・4・116号 駅西口広場北通りの都市計画案
西口駅前広場の拡張に伴い、延長を変更

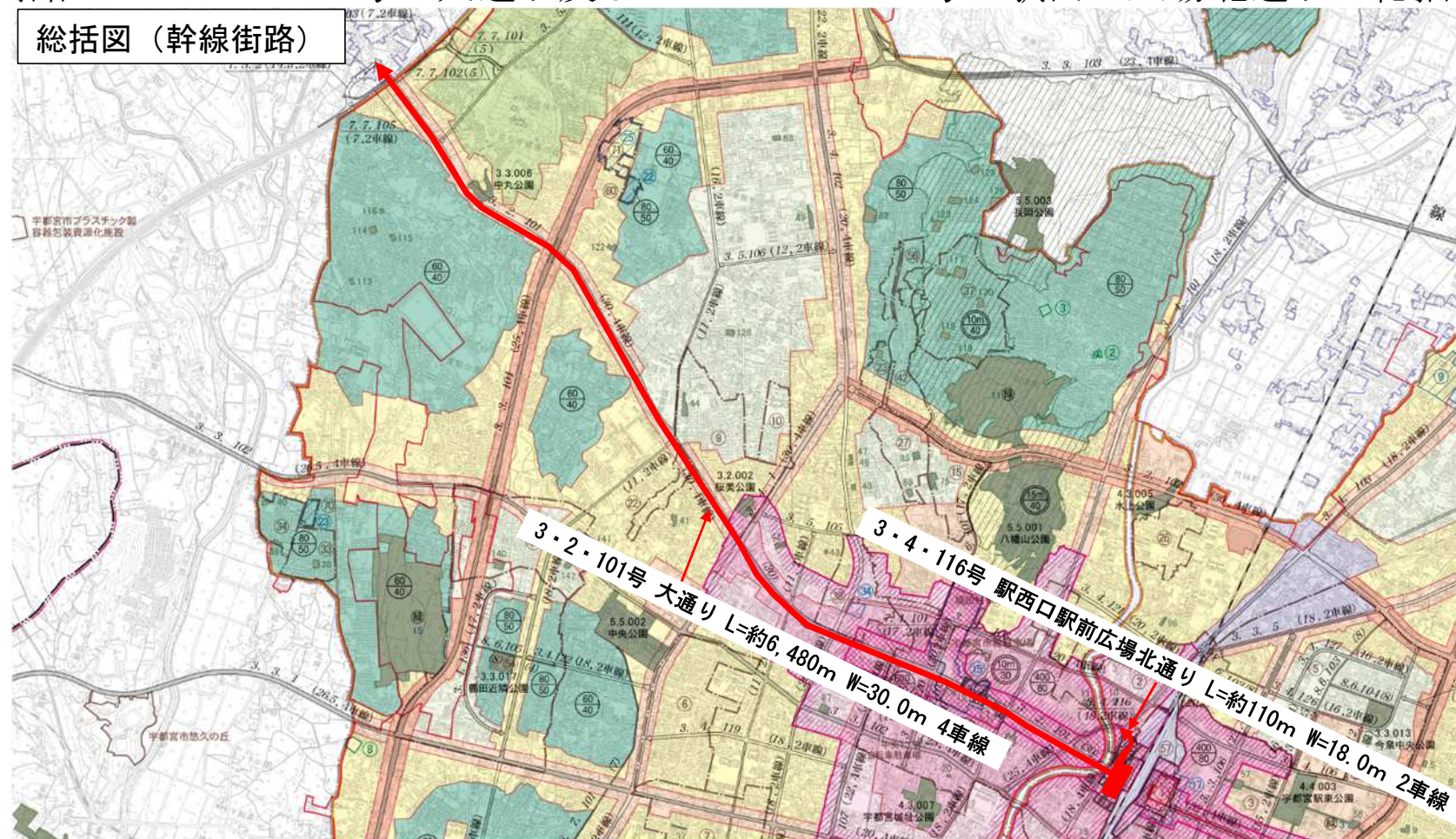
種別	幹線街路	
名称	番号	3・4・116
	路線名	駅西口広場北通り
位置	起点	宇都宮市川向町
	終点	宇都宮市駅前通り1丁目
	主な経過地	宇都宮市川向町
区域	延長	約110m
構造	構造形式	地表式
	車線の数	2車線
	幅員	18.0m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差1箇所
備考	—	



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

3-3 都市計画案 (総括図)

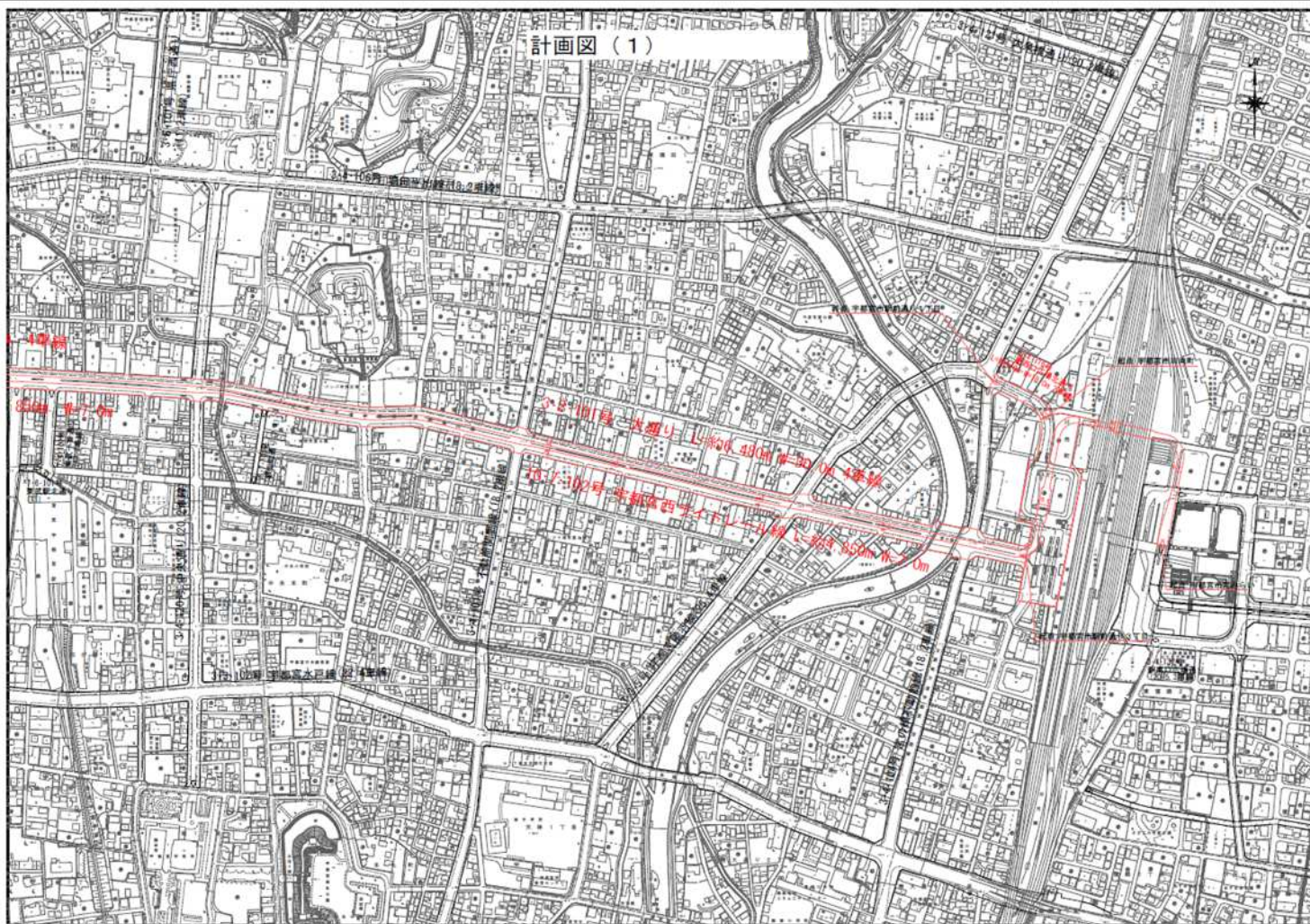
■ 幹線街路 3・2・101号 大通り及び3・4・116号 駅西口広場北通りの総括図



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

4-1 都市計画案 (計画図)

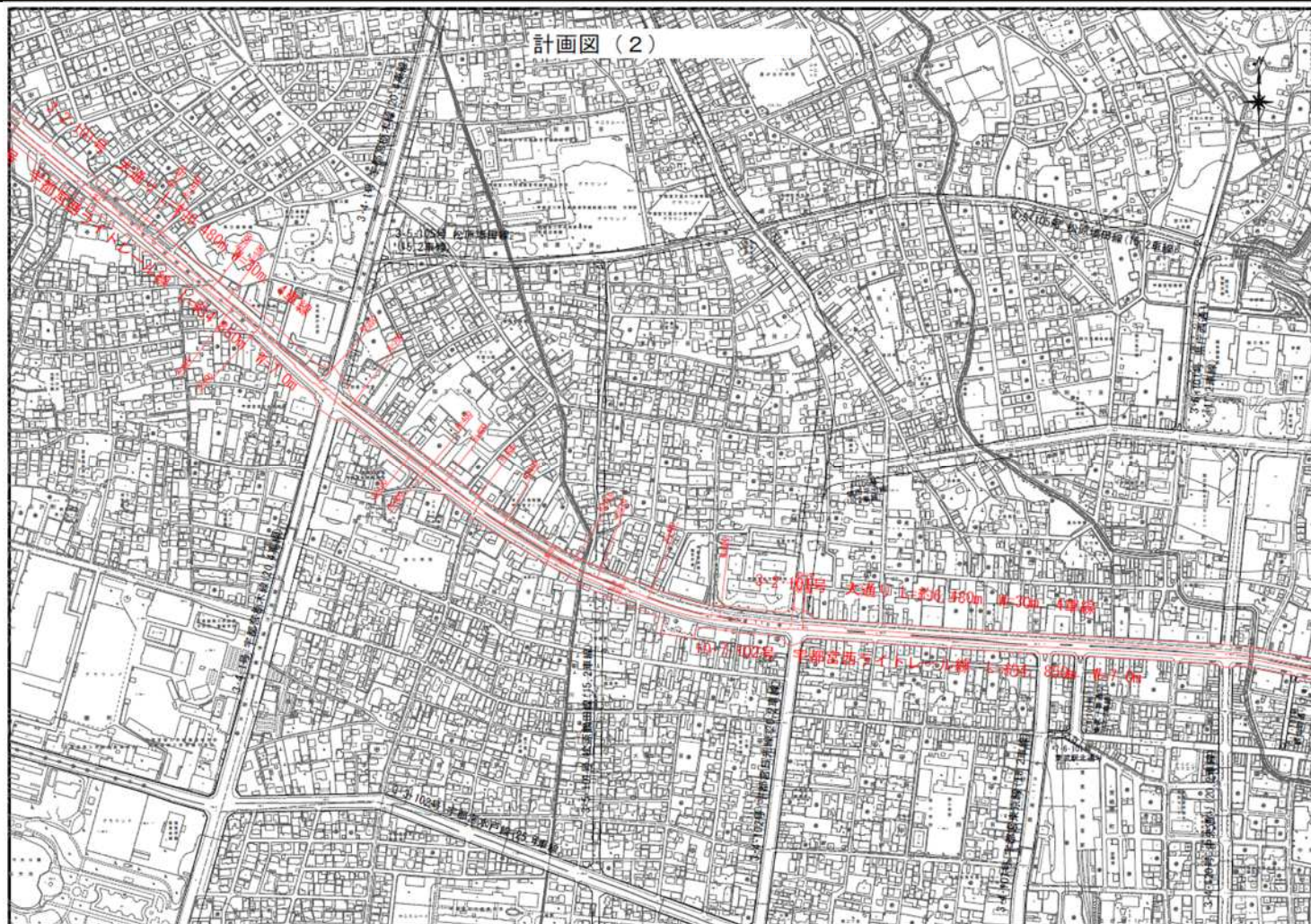
■ 計画図 1



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

4-2 都市計画案 (計画図)

■ 計画図 2



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

4-3 都市計画案 (計画図)

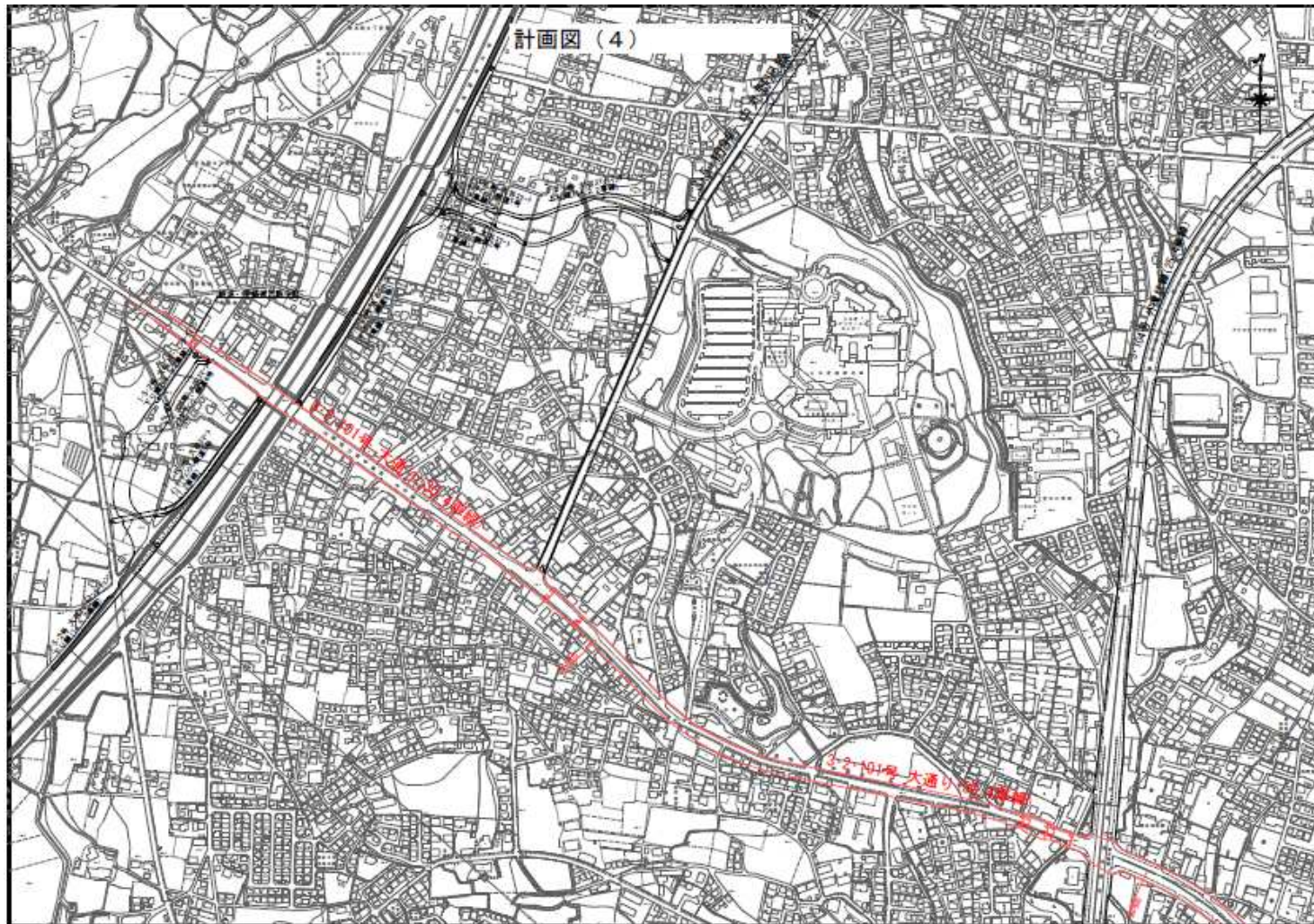
■ 計画図 3



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

4-4 都市計画案 (計画図)

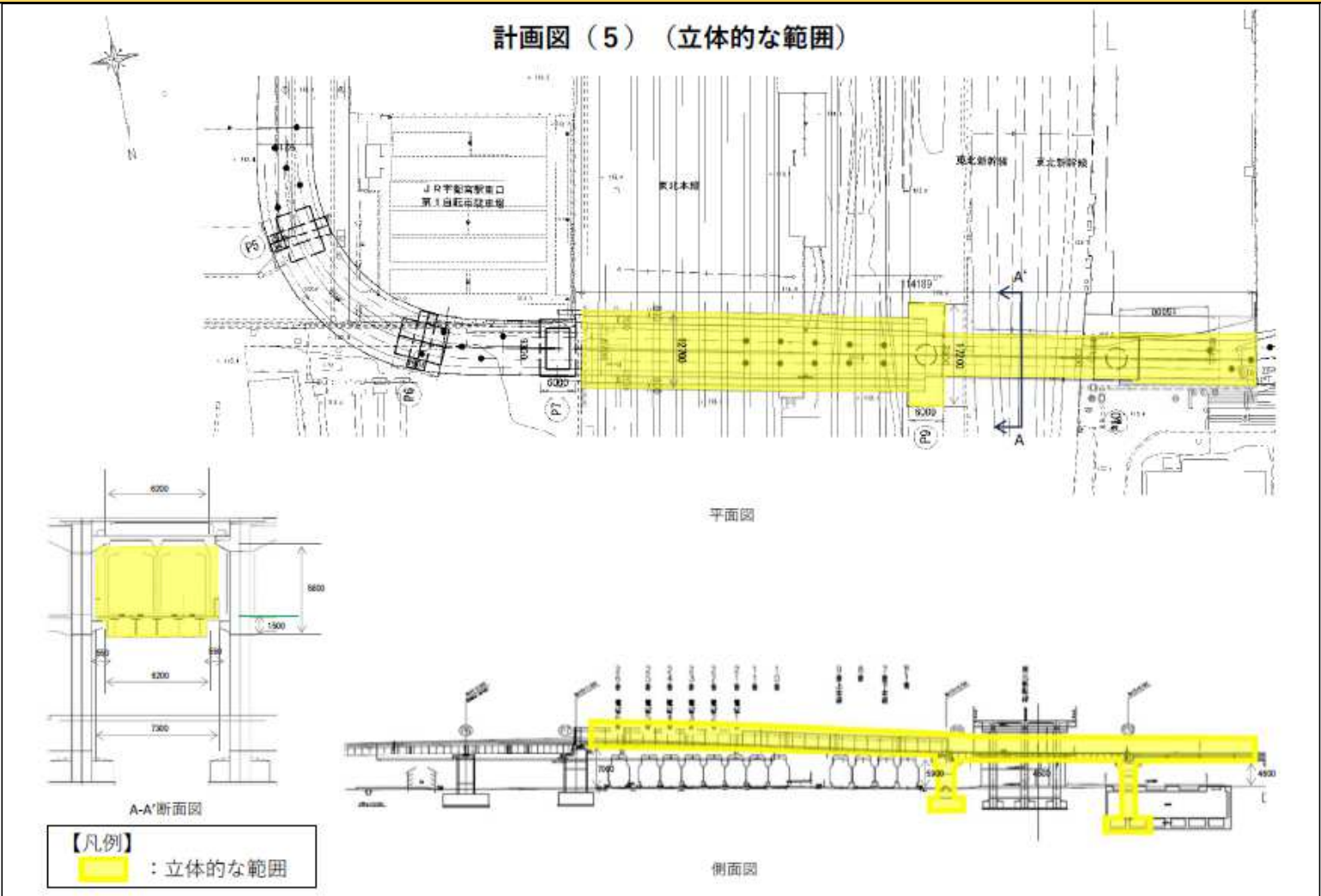
■ 計画図 4



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

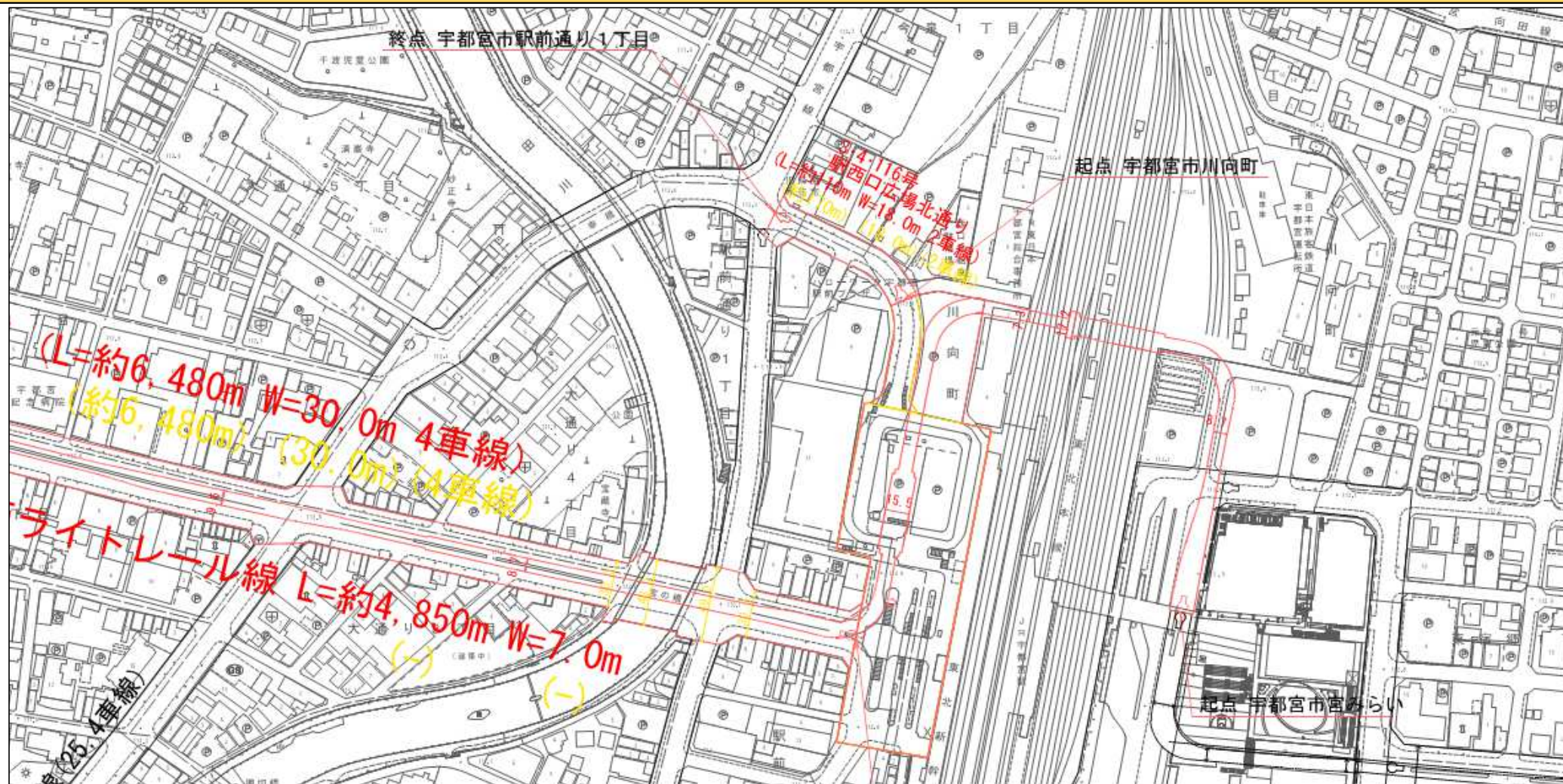
4-5 都市計画案 (計画図)

計画図 5



宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

6-1 参考図

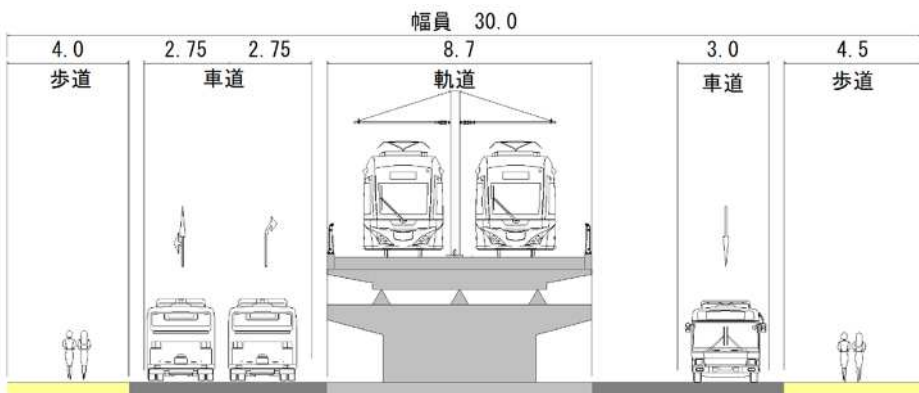


宇都宮都市計画道路の変更 (3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り, 10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)

6-2 参考図

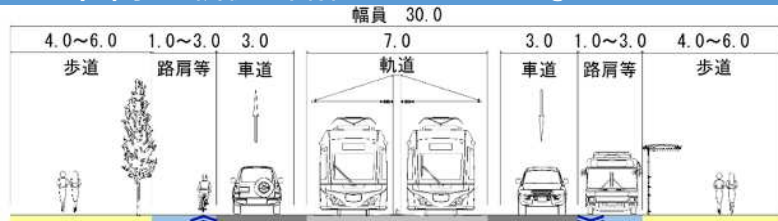
I区間 高架区間 (片側1車線) 宮の橋交差点付近

交差点部

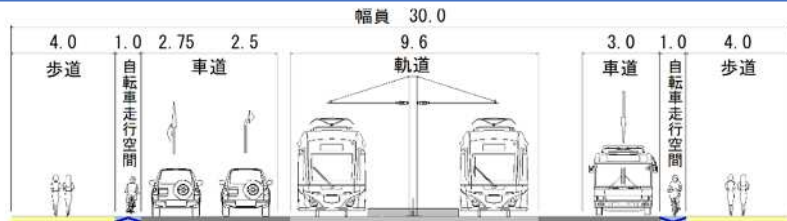


I区間 (片側1車線) 宮の橋交差点付近～⑦ 裁判所前

一般部



交差点部

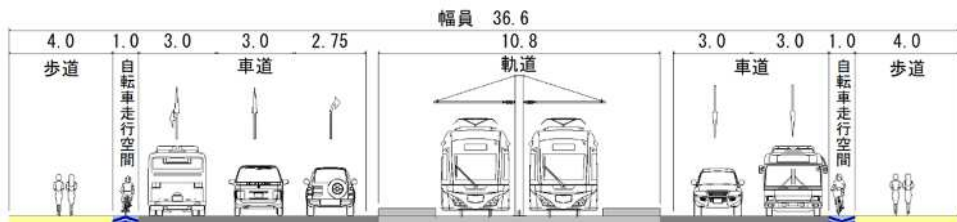


II区間 (片側2車線) ⑦ 裁判所前 ~ ⑨ 桜通り十字

一般部



交差点部



III区間 (片側2車線) ⑨ 桜通り十字 ~ ⑫ 教育会館前

一般部



交差点部



宇都宮都市計画道路の変更

(3・2・101号 大通り, 3・4・116号 駅西口広場北通り,
10・7・102号 宇都宮西ライトレール線)



宇都宮市
Utsunomiya City

7 経過と今後の予定

都市計画素案の作成

都市計画素案の説明会（令和7年1月9日）

都市計画素案の縦覧（令和7年1月17日～12月1日）

※ 意見申出書の提出：2件

公聴会の開催（令和7年12月21日）

※ 公述者：1名

都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（令和8年4月17日～5月1日）

※ 意見書の提出なし

都市計画審議会（令和8年8月3日）

国・県との協議

都市計画変更の告示